

川崎市公告第851号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年5月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎区防災備蓄倉庫管理支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区内の備蓄倉庫のうち仕様書で定める3か所

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(4) 業務概要

「川崎区防災備蓄倉庫管理支援業務委託仕様書」のとおり

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (4) 国又は地方公共団体において類似の契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8570

川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル12階 川崎区役所危機管理担当

電話 044-201-3327（直通）

FAX 044-201-3209

電子メール 6lkikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年5月14日（木）から令和8年5月22日（金）までの午前9時から正午ま

で及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 契約実績（業務内容を含む。）を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送の場合は令和8年5月22日（金）午後5時必着とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和8年5月26日（火）までに令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様等に関する質問・回答

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問い合わせ先

3 (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和8年5月26日（火）から令和8年5月28日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 質問の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 61kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-201-3209

(5) 回答方法

令和8年5月29日（金）午後5時までに、入札参加資格があると認められた者全員に、電子メールで送信します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札の日時・場所

ア 入札日時

令和8年6月3日(水) 午前10時30分

イ 入札場所

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル10階 川崎区役所10階第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)と同じです。